

第7回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和6年1月5日(金)午後1時30分より、第7回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 非農地通知の決定について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 荘平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央

(欠席委員)

7番 佐原 敏	14番 寺川 勝之
---------	-----------

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

(事務局)

澤田 局長	奥田 次長	村田(囑託)
-------	-------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に佐原委員、寺川委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、中井推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、会長よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 7 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、北浦委員、徳田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>なお、現地調査委員による現地調査は、案件がなかったため実施しておりません。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 非農地通知の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 非農地通知の決定について」一括して 6 件をご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地利用状況調査の中で、再生が困難と判定していた農地のうち、笠取地区における非農地判定のための現地調査を令和 5 年 1 2 月 1 1 日に農地部会委員と村田推進委員、事務局職員が同行し実施して参りました。</p> <p>違反転用の疑いで指導対象と判断したものは含まれておりません。非農地決定の対象は、1 0 筆、3 , 8 8 9 m²で、その内農用地区域内は、5 筆、2 , 9 1 6 m²となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 非農地通知の決定について」は、議</p>

<p>局長</p>	<p>案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p> <p>まず、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、平成2年3月ごろに農地法を知らずに住宅用地として整備されたもので、顛末書が提出されております。隣接農地は自己所有地のみです。</p> <p>番号2につきましては、少なくとも平成21年以前から看板用地として使用されており、こちらも顛末書が提出されております。すでに転用済みで、雨水は自然浸透であるため、隣接農地への影響はないものと考えております。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」一括して4件をご説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、分譲住宅18戸分を整備するための転用で隣接農地はございません。</p> <p>番号2につきましては、分譲住宅5戸分を整備するための転用で隣接農地はございません。</p> <p>番号3及び4につきましては、農地以外の周辺土地を含めて一体的に分譲住宅9戸分を整備するための転用となります。隣接農地との境界にはブロック壁を設置し土砂等の流出を防止するとともに雨水は道路側溝へ排水されます。</p> <p>いずれも農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>最後に別添資料(参考)として議案書の一番後ろに添付させていただきましたが、昨年1月に受理いたしました一時転用に係る農地法第5条の届出について、期間延長の変更届が提出されましたのでお知らせします。地図は裏面となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>

<p>局長</p>	<p>ほとんど生産緑地だったところですか。</p> <p>第1号報告の番号2と、第2号報告の番号1については、元生産緑地でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>なしの声</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p> <p>なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。</p>

(午後1時40分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____